

開 会 午後 1 時 30 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和元年瑞穂町農業委員会 6 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、2 番委員の高水 務さんと 3 番委員の臼井 順央さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、事務局。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (田中 悠也 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、事務局。

事務局 (田中 悠也 君) 議案第 1 号、番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適 (村山 高男 君) はい、議長。

化推進委員

議長 (上野 勝 君) はい、村山委員。

農地利用最適 (村山 高男 君) 議案第 1 号番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請
化推進委員 に伴う現地調査について報告します。6 月 18 日 (火) 午前 11 時 50 分から現地調査を行いました。調査員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局でした。申請者である〇〇さんの兄から聞き取りした内容の該当する箇所を報告します。

調査内容 1、農地の区分と転用目的についてですが、先ほど事務局から説明がありましたが、農地区分は農用地区域内農地外で第 3 種農地に該当するため自己住宅への転用は適当と判断しました。

調査内容 2、資力及び信用についてですが、申請者より事務局が残高証明書等の金額にて支払いが可能なことを確認していることから、適当と判断しました。

調査内容 3、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況についてですが、事務局が確認したところ妨げとなる権利を有するものはないということでした。

調査内容 4、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてですが、事務局が見積書及び図面等から申請の用途を確認していることから遅滞なく建築することが確実であると判断しました。

調査内容 5、行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについてですが、都市計画法に基づく許可申請は許可見込み、自然保護条例に基づく許可申請は不要であるとのことでした。

調査内容 7、計画面積の妥当性についてですが、宅地に対して適当な面積であると判断しました。

調査内容 9、周辺農地等に係る営農条件への支障の有無についてですが、隣接している畑の所有者から同意書の提出があったので、適当と判断しました。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

農地利用最適
化推進委員 (戸谷 隆一 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、戸谷委員。

農地利用最適
化推進委員 (戸谷 隆一 君) 当該地の利用目的は分家住宅でしょうか。また、都市計画法における許可はいつ降りるのでしょうか。

事務局 (田中 悠也 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、事務局。

事務局 (田中 悠也 君) 当該地の利用目的は分家住宅です。都市計画法における許可は農地法 4 条の規定による許可と同時に降りる見込みです。

農地利用最適
化推進委員 (戸谷 隆一 君) 分かりました。

議長 (上野 勝 君) 他に質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第 1 号、番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号、番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、事務局。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第2号、番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

3番委員 (臼井 順央 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、臼井委員。

3番委員 (臼井 順央 君) 議案第2号、番号1農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は6月18日(火)午前9時00分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さん本人より聞き取りを行いました。今回の農地は継続で利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ネギ、葉物野菜、ジャガイモ、インゲン、ズッキーニです。耕作面積は約55aです。農業従事者は本人と妻です。農業従事日数はそれぞれ300日です。所有機械は軽バン1台、トラック1台、耕運機1台、刈払い機2台です。販路につきましては、宅配、量販店です。

取得農地の営農計画はナス、ピーマン、ジャガイモ、インゲン、ズッキーニを予定しているそうです。通作距離は車で10分です。販路は宅配、量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地を適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

6番委員 (清水 正久 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、清水委員。

6番委員 (清水 正久 君) 利用権の存続期間が10年となっておりますが、期間に関する規定はないのでしょうか。

事務局 (田中 悠也 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、事務局。

事務局 (田中 悠也 君) 存続期間に関する規定は特にございませぬ。当事者の〇〇さんと〇〇さんに協議していただいた結果、前回と同様に10年となりました。

6番委員 (清水 正久 君) 分かりました。

議長 (上野 勝 君) 他に質疑がございましたらお願いしたいと思ひます。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第2号、番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり決することに賛成の方は挙手願ひます。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号番号2農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、事務局。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第2号番号2農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

5番委員 (榎本 和夫 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、榎本委員。

5番委員 (榎本 和夫 君) 議案第2号、番号2農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は6月18日(火)午前9時10分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さん本人より聞き取りを行いました。今回の農地は継続して利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ネギ、葉物野菜、ジャガイモ、インゲン、ズッキーニです。耕作面積は約55aです。農業従事者は本人と妻です。農業従事日数はそれぞれ300日です。所

有機械は軽バン1台、トラック1台、耕運機1台、刈払い機2台です。販路につきましては、宅配、量販店です。

取得農地の営農計画はニンジン、ネギ、レタス、サンチュを栽培予定です。通作距離は車で10分です。販路は宅配、量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地を適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第2号、番号2 農地農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号番号3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、事務局。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第2号番号3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

6番委員 (清水 正久 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、清水委員。

6番委員 (清水 正久 君) 議案第2号、番号3 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は6月18日(火)午前10時10分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さん本人より聞き取りを行いました。今回の農地は新規に利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ネギ、スイートコーン、ブロッコリー、キャベツ、ハクサイです。耕作面積は約3.

3ヘクタールです。農業従事者は本人と妻と従業員5名です。農業従事日数は本人320日、従業員250日、妻が250日で現在産休中です。所有機械はトラクター4台、管理機7台、軽トラック3台、軽バン1台、1.5tトラック1台、2tトラック1台です。販路としては、量販店、市場、学校給食です。

取得農地の営農計画はトウモロコシ、ダイコン、オクラを栽培予定です。通作距離は拠点から徒歩2分です。販路は量販店、市場、学校給食です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地を適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第2号、番号3農地農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号番号4農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、事務局。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第2号番号4農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

7番委員 (西村 隆男 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、西村委員。

7番委員 (西村 隆男 君) 議案第2号、番号4農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は6月18日(火)午前11時20分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受け

る〇〇さん本人より聞き取りを行いました。今回の農地は新規に利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物としては、ネギ、キャベツ、キュウリ、カブ、コマツナです。耕作面積は約3.5ヘクタールです。農業従事者は本人と妻と従業員4名です。農業従事日数は本人290日、妻が120日、従業員が4人合計で510日です。所有機械はトラクター1台、管理機3台、軽トラック1台、1.5tトラック1台、バックホー1台です。販路としては、仲卸業者、量販店、学校給食等です。

取得農地の営農計画はカブを栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は仲卸業者、学校給食等です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地を適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第2号番号4農地農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第3号番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、事務局。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第3号番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について説明。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。それでは、これより議案第3号番号1の審議に入りますが、箱根ヶ崎地区と元狭山地区の2地区に分けて現地調査をしておりますので、最初に箱根ヶ崎地区担当委員より報告をお願いします。

1番委員 (雨宮 敏昭 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、雨宮委員。

1 番委員

(雨宮 敏昭 君)議案第3号番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は6月18日(火)午前9時30分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。申請者の〇〇さん本人が急用により当日欠席となったため事務局が事前に聞き取り調査を行い、当日は事務局が聞き取りした内容を報告しました。〇〇さんの現在の営農状況ですが、トウモロコシ、枝豆、ニンジン、ネギ、サトイモを栽培しています。耕作面積は1町3反です。農業従事者は本人と息子です。農業従事日数は本人、息子ともに300日です。所有機械は大型トラック1台、軽トラック1台、耕運機3台、枝豆のもぎ取り機が1台、サトイモの掘り取り機が1台です。販路につきましては、直売、直売所、学校給食です。

申請地の営農計画ですが、サツマイモ、葉生姜を栽培予定です。通作距離は車で10分です。販路は直売、直売所、学校給食です。

担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長

(上野 勝 君)以上で報告が終わりました。つづきまして元狭山地区担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適
化推進委員

(戸谷 隆一 君)はい、議長。

議長

(上野 勝 君)はい、戸谷委員。

農地利用最適
化推進委員

(戸谷 隆一 君)議案第3号番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は6月18日(火)午前9時50分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。申請者の〇〇さん本人が急用により当日欠席となったため事務局が事前に聞き取り調査を行い、当日は事務局が聞き取りした内容を報告しました。〇〇さんの現在の営農状況ですが、トウモロコシ、枝豆、ニンジン、ネギ、サトイモを栽培しています。耕作面積は1町3反です。農業従事者は本人と息子です。農業従事日数は本人、息子ともに300日です。所有機械は大型トラック1台、軽トラック1台、耕運機3台、枝豆のもぎ取り機が1台、サトイモの掘り取り機が1台です。販路につきましては、直売、直売所、学校給食です。

申請地の営農計画ですが、ジャガイモ、ネギ、ホウレンソウ、ハクサイ、

ブロッコリーを栽培予定です。通作距離は車で10分です。販路は直売、直売所、学校給食です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第3号番号1 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第4号番号1 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、事務局。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第4号番号1 相続税の納税猶予に関する適格者証明について説明。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10番委員 (栗原 始君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、栗原委員。

10番委員 (栗原 始 君) 議案第4号番号1 相続税の納税猶予に関する適格者証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は6月18日(火)午前10時30分より行いました。

申請者の〇〇さん本人より聞き取り調査を行いました。〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として茶、ジャガイモ、タマネギ、スイカ、キュウリを栽培しているそうです。耕作面積は約60アールです。農業従事者は本人と弟の2名です。農業従事日数は本人200日、弟50日です。所有機械は耕運機3台、動噴3台、茶刈り機1台、刈払い機1台、軽トラック1台です。販路につきましては、自家消費、茶工場です。

申請地の営農計画ですが、梅、スイカ、トウモロコシ、茶を計画していま

す。通作距離は自宅から車で2, 3分です。販路については営農計画の販路と同様で自家消費、茶工場です。

地区委員の意見としましては、申請人は申請地について適正に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第4号番号1相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、事務局。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和元年瑞穂町農業委員会6月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 2時25分